

船舶事故調査報告書

令和5年2月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月23日 10時45分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島東南東方沖 湯島港8号防波堤北灯台から真方位121° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯32° 35.3′ 東経130° 21.3′）
事故の概要	プレジャーボートりきまるは、東方に向かって発進した直後、また、プレジャーボート芳好丸は、船首を東方に向けて釣りを行いながら漂泊中、両船が衝突した。 芳好丸は、同乗者1人が負傷し、左舷船尾部外板の圧損等を生じ、また、りきまるは、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート りきまる、5トン未満 290-54124 熊本、株式会社大豊 10.06m (Lr) × 2.59m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、198.59kW、平成12年7月 B プレジャーボート 芳好丸、5トン未満 293-28386 熊本、個人所有 4.91m (Lr) × 1.59m × 0.60m、FRP ガソリン機関（船外機）、22.10kW、平成6年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和3年6月21日 免許証交付日 令和3年6月21日 （令和8年6月20日まで有効） B 船長B 59歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年10月4日 免許証交付日 平成29年9月19日 （令和4年10月3日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に圧損、船外機に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 約1ノット（kn）の西流
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人等6人を乗せ、釣りの目的で、令和4年9月23日08時30分ごろ熊本県天草市所在のマリーナを出航し、09時00分ごろ湯島東南東方沖の釣り場に到着し、船首を東方に向けて漂泊して釣りをを行い、潮上りを数回繰り返していた。</p> <p>船長Aは、上天草市黒島周辺海域に向けて潮上りを行うこととし、昼間で視界が良かったので、レーダーを休止状態としたまま、GPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、船首方に船舶を認めなかったため、船首方に航行の支障となる他船はいないと思い、東方に向かって発進した。</p> <p>船長Aは、10時45分ごろ何かに衝突したような音が聞こえたので、周囲を見てB船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、A船を反転させてB船の近くに向かい、海中にいたB船の同乗者（以下「同乗者B」という。）をA船に引き揚げた後、A船をB船に寄せて接舷させた。</p> <p>船長Aは、同乗者Bのけがの有無を確認した後、A船の後部甲板にいた同乗者に118番通報を行わせた。</p> <p>A船は、同乗者Bを乗せたまま、自力で航行してマリーナに向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、釣りの目的で、08時00分ごろ上天草市上天草港江樋戸港区の係留場所を出航し、08時10分ごろ湯島東南東方沖の釣り場に到着し、船首を東方に向けて漂泊して釣りをを行い、潮上りを数回繰り返していた。</p> <p>船長Bは、操縦区画左舷側に置いた椅子に左舷方に向けて腰を掛け、同乗者Bが後部甲板左舷側の台に腰を掛け、それぞれ左舷方に竿を出して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約10秒前、船尾方30～40m付近に、B船に向かって接近してくるA船を初めて認め、衝突の危険を感じてA船に向かって大声を出して避航を促したが、同乗者Bが海に飛び込んだ直後、B船の左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、海に飛び込んだ際、両足がA船と接触した。</p> <p>同乗者Bは、A船に引き揚げられ、A船でマリーナまで運ばれた後、救急車で宇城市内の病院に搬送され、両側下腿擦過傷、右下腿打撲傷及び左足関節捻挫と診断された。</p>

	<p>船長Bは、携帯電話で海上保安庁に本事故発生^の通報を行った。</p> <p>B船は、海上保安庁の巡視艇にえい航されて熊本^{みずみ}県三角港に向かった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真3 A船、写真4 A船の損傷、写真5 B船、写真6 B船の損傷 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、湯島東南東方沖の釣り場には春ごろから11月ごろにかけて月平均で1～2回出掛けていた。</p> <p>A船は、操縦席の高さが低く、操縦席に腰を掛けた位置からでは前部甲板に遮られて水平線が見えず、船首方に死角を生じていた。(写真1、写真2参照)</p>



写真1 A船の操舵室内



写真2 A船の操縦席

船長Aは、ふだん、航行中、船首を左右に振って船首方の死角を補う操船を行っていたが、本事故時、発進した直後だったので、船首を振っていなかった。

船長Aは、操舵室後方の後部甲板で左舷方を向いて立ち、漂泊して釣りを行っていた際、釣りに意識が向いていたので、遠方には小型船舶を数隻認めていたものの、A船の周囲に他船を視認しておらず、A船の周囲には他船がないと思い込んだ。

船長Aは、後部甲板から操縦席に移動する際、A船の周囲に他船がないことを確認したが、前部甲板に赴いて船首方の確認を行っていたら、船首方近距離で漂泊中のB船を視認でき、B船を避けて航行できたのではないかと本事故後に思った。

A船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。

船長Bは、湯島東南東方沖の釣り場には春ごろから秋にかけて月平均で1～2回出掛けていた。

船長Bは、漂泊して釣りを行っている際、遠方には小型船舶が数隻

	<p>いると思っていたものの、釣りに意識が向いていて、B船の船尾方近距離に漂泊しているA船の存在に気付いていなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、互いに漂泊と潮上りを繰り返しているうちにB船とA船の距離が縮まり、B船がA船の船首方近距離で漂泊している状況となったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船には、汽笛がなく、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段も備えていなかった。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、湯島東南東方沖で船首を東方に向けて漂泊して釣りを行っていたところ、船首方に死角が生じた状態で潮上りの発進を繰り返していた際、船長Aが、船首方に航行の支障となる他船はいないと思い込んだまま航行を開始したことから、船首方近距離で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操舵室後方の後部甲板で左舷方を向いて立ち、釣りに意識が向いた状態で遠方には小型船舶を数隻認めていたものの、A船の周囲に他船を視認していなかったことから、船首方に航行の支障となる他船がいないと思い込んだまま航行を開始したものと考えられる。</p> <p>A船は、操縦席の高さが低く、操縦席に腰を掛けた位置からでは前部甲板に遮られて水平線が見えない状況であったものと考えられる。</p> <p>B船は、湯島東南東方沖で船首を東方に向けて釣りをを行いながら漂泊中、船長Bが、船尾方30～40m付近に、B船に向かって接近して来るA船を認め、A船に向かって大声を出して避航を促したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、湯島東南東方沖において、A船及びB船が共に船首を東方に向けて漂泊中、A船が漂泊して釣りを行っていたところ、船首方に死角が生じた状態で潮上りの発進を繰り返していた際、船長Aが、船首方に航行の支障となる他船はいないと思い込んだまま航行を開始したため、船長Bが、B船に向かって接近して来るA船を認め、A船に向かって大声を出して避航を促したものの、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長Aは、本事故後、A船を発進させる際、前部甲板に赴いて船首方の確認を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方に死角が生じる船舶の船長は、船首方に他船がいないと思わず、発進する前に前部甲板に赴くなどして、周囲の状況を

	<p>確認した上で、安全と判断してから発進すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漂泊して釣りをを行う船舶の船長は、漂泊と潮上りを繰り返すうちに他船が近距離に接近していることがあるので、常時、周囲の見張りを適切に行い、他船の位置を把握しておくこと。・ 汽笛等を備えていない船舶の船長は、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる他の手段を備えておくこと。・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上で釣りなどを行う際、救命胴衣を着用すること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

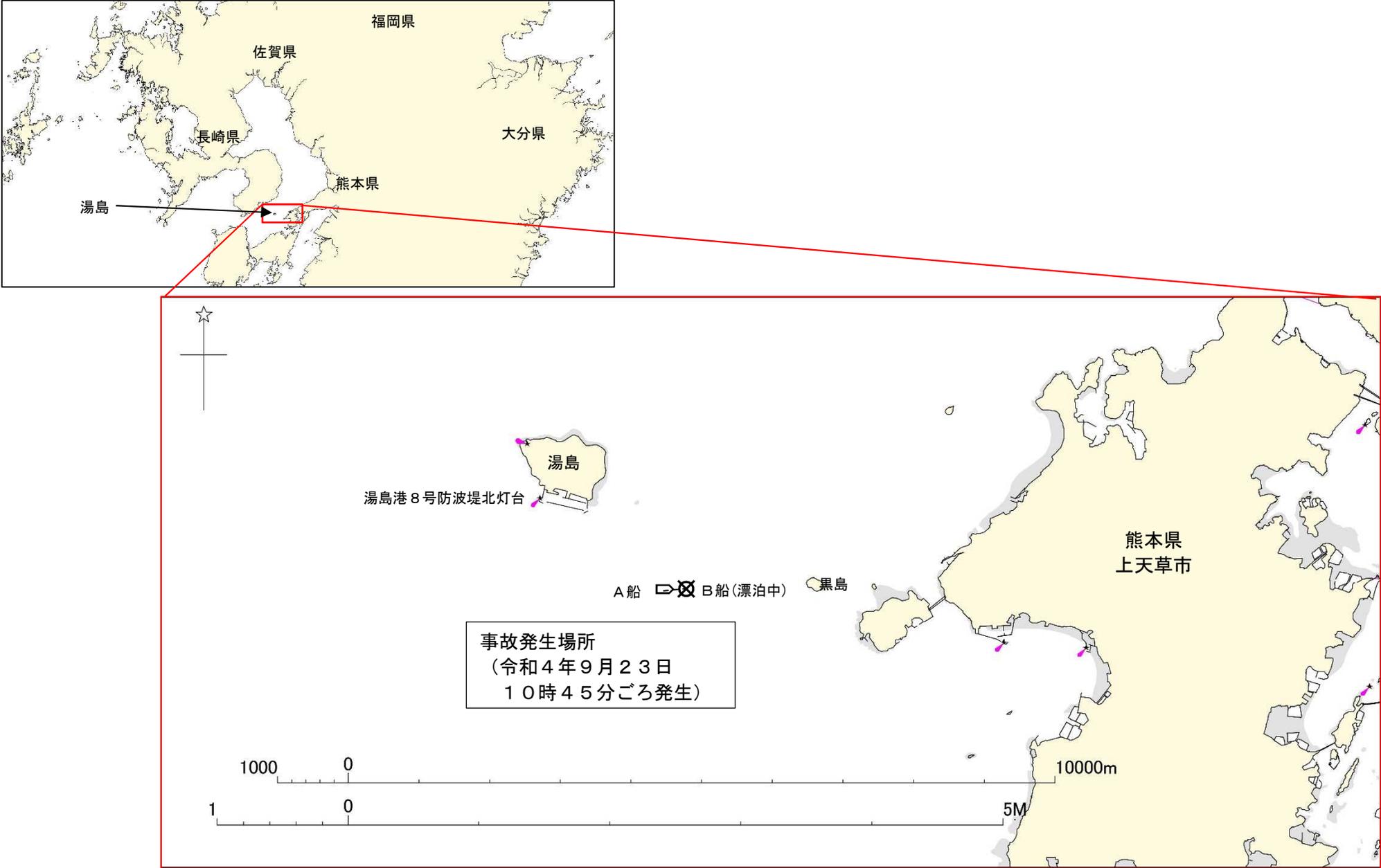


写真3 A船



写真4 A船の損傷

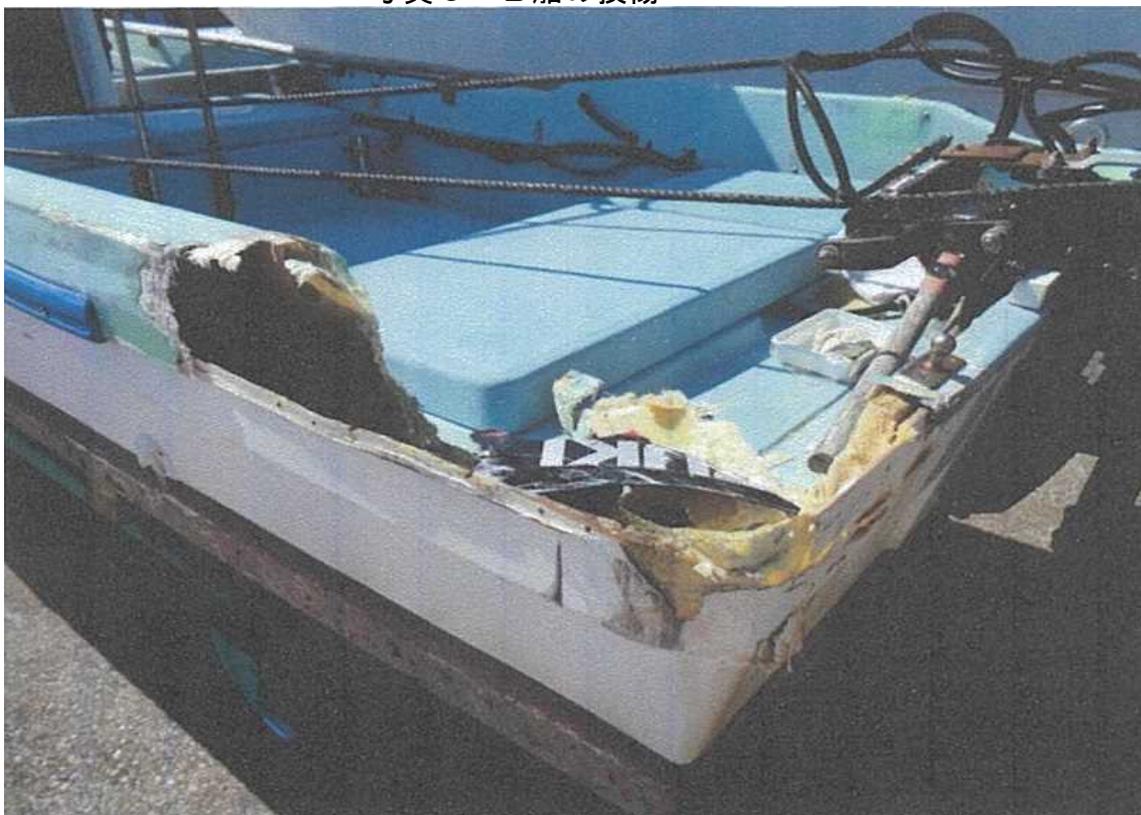


(写真3、写真4 船長A提供)

写真5 B船



写真6 B船の損傷



(写真5、写真6 船長B提供)